

社会福祉法人宮城厚生福祉会

福田町デイサービスセンターⅡ

重要事項説明書

2024 年 4 月 1 日改定

地域密着型（介護予防）認知症対応型通所介護

重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 宮城厚生福祉会
主たる事務所の所在地	〒983-0021 仙台市宮城野区田子字富里153
代表者（職名・氏名）	理事長 ・ 金田 早苗
設立年月日	平成9年3月26日
電話番号	022-388-9968

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	福田町デイサービスセンターⅡ	
サービスの種類	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	
事業所の所在地	〒983-0021 仙台市宮城野区田子字富里223	
管理者（職名・氏名）	管理者 黒澤 有美	
電話番号	022-388-8711	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	0475200341
実施単位・利用定員	1単位	定員12人
通常の事業の実施地域	仙台市宮城野区全域・ <u>仙台市若林区</u> ・青葉区の一部	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態等の特性を踏まえて、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な援助を行ないます。 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスの提供に努めます。 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めます。
サービス方針	当法人は、いつでもだれでも安心して介護を受けることができる社会をめざしています。要支援者・要介護者の皆様が、身体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランのもとに、安心して介護予防サービス・介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは知恵と力をあわせ、良質な介護予防サービス・介護サービスの提供と健全な事業運営のために一層の研修に励むとともに、情報を共有し、ネットワークを広げ、要支援・要介護者と介護者の人権擁護（尊重）、地域住民の福祉向上に役立つことを目指します。また、当事業所は、利用者の意向を最大限尊重し様々な介護予防・介護の取り組みをするとともに、人間の尊厳にかかわる身体拘束はいたしません。見守りや介護予防・介護には総力をあげて取り組みますが事故の危険性についてもご理解ください。

4. 提供するサービスの内容

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿った、認知症対応型（介護予防）通所介護計画を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明、交付し同意を得ます。
- (2) 日常生活動作の程度により、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供します。
- ① 排泄の介助 ② 移動、移乗の介助 ③ その他必要な身体の介助
- (3) 家庭における入浴が困難な利用者等に対し、必要な入浴サービスを提供します。
- ① 準備、後始末の介助 ② 身体の清拭、洗髪、洗身 ③ その他必要な入浴の介助
- (4) 食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。
- ① 準備、後始末の介助 ② 食事摂取の介助 ③ その他必要な食事の介助
- (5) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る為に必要な支援サービスを提供します。また、個々の利用者の状態に応じ、機能訓練を実施します。
- ①レクリエーション ②グループワーク ③行事活動 ④体操 ⑤機能訓練 ⑥休養、養護
- (6) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供します。
- ① 移動、移乗動作の介助 ② 送迎
- (7) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行います。
- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言 ② その他必要な相談、助言

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日（※1）まで。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）（※1）を除きます。
営業時間	午前8時20分から午後5時20分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで（※2）

※1：変更する場合があります。

※2：これ以外の時間帯については、個別に対応しますので、ご相談ください。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
管理者	常勤・兼務	1人
生活相談員	常勤・兼務	1人以上
看護職員	常勤・兼務	1人以上
機能訓練指導員	常勤・兼務	1人以上
介護職員	常勤・兼務	1人以上

7. 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、平成30年8月サービス利用分より、一定の所得のある方の利用料については、2割、3割負担になります。（負担割合については、7月末までに、仙台市から「介護保険負担割合証」が発行されます。）

まだ要介護認定をうけていない場合には、基本利用料の全額を、いったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担を除く金額が、介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

サービス料金表（概算）

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬告示上の額として設定します。※一単位の単価＝10.33 円（仙台市＝6 級地）

1 割負担の場合

【基本部分】

所要時間 (1 回あたり)	利用者の 要介護度	認知症対応型（介護予防）通所介護費		
		単位数	基本利用料 (単位数×10.33円)	利用者負担金 (左記の 1 割)
7 時間以上 8 時間未満	要支援 1	7 7 3 単位	7 9 8 5 円	7 9 9 円
	要支援 2	8 6 4 単位	8 9 2 5 円	8 9 3 円
	要介護 1	8 9 4 単位	9 2 3 5 円	9 2 4 円
	要介護 2	9 8 9 単位	1 0 2 1 6 円	1 0 2 2 円
	要介護 3	1 0 8 6 単位	1 1 2 1 8 円	1 1 2 2 円
	要介護 4	1 1 8 3 単位	1 2 2 2 0 円	1 2 2 2 円
	要介護 5	1 2 7 8 単位	1 3 2 0 1 円	1 3 2 1 円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】に以下の料金が加算されます。

(1) ご契約者個人別に適用される項目

加算の種類	加算の要件	加算額		
		単位数	基本利用料 (左記×10.33)	利用者負担金 (左記の 1 割)
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合（1 日につき）	4 0 単位	4 1 3 円	4 2 円
入浴介助加算Ⅱ	ご自宅での浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価する場合（1 日につき）	5 5 単位	5 6 8 円	5 7 円
個別機能訓練 加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1 日につき）	2 7 単位	2 7 8 円	2 8 円
個別機能訓練 加算Ⅱ	科学的介護情報システム（LIFEシステム）へ情報提出し算定	2 0 単位	2 0 6 円	2 1 円

(2) 事業所全体が適用を受けるため、ご契約者全員に適用される項目

サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1 回につき）※加算（Ⅰ）イ又は加算（Ⅰ）ロのいずれか 1 つを算定する。（注 1）	2 2 単位	2 2 7 円	2 3 円
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）		1 8 単位	1 8 5 円	1 9 円

科学的介護推進 体制加算	利用者様の基本情報、心 身機能の状態等を厚生労 働省へ科学的介護情報シ ステム（LIFEシステム） へ情報提出し算定	40単位	413円	42円
-----------------	--	------	------	-----

（注1）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

* 介護職員処遇改善加算Ⅰが、サービス総額に上乗せ（10.4%）されます。

* 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）が、サービス総額に上乗せ（3.1%）されます。

* 介護職員等ベースアップ等支援加算がサービス総額に上乗せ（2.3%）されます。

2割負担の場合

【基本部分】

所要時間 （1回あたり）	利用者の 要介護度	認知症対応型（介護予防）通所介護費		
		単位数	基本利用料 （単位数×10.33円）	利用者負担金 （左記の2割）
7時間以上 8時間未満	要支援1	773単位	7985円	1597円
	要支援2	864単位	8925円	1785円
	要介護1	894単位	9235円	1847円
	要介護2	989単位	10216円	2044円
	要介護3	1086単位	11218円	2244円
	要介護4	1183単位	12220円	2444円
	要介護5	1278単位	13201円	2642円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】に以下の料金が加算されます。

（1）ご契約者個人別に適用される項目

加算の種類	加算の要件	加算額		
		単位数	基本利用料 （左記×10.33）	利用者負担金 （左記の2割）
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行っ た場合（1日につき）	40単位	413円	83円
入浴介助加算Ⅱ	ご自宅での浴室における 利用者の動作及び浴室の 環境を評価する場合（1 日につき）	55単位	568円	114円
個別機能訓練 加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要 件を満たし、利用者へ機 能訓練を行った場合（1 日につき）	27単位	278円	56円
個別機能訓練 加算Ⅱ	科学的介護情報システム （LIFEシステム）へ情報 提出し算定	20単位	206円	42円

(2) 事業所全体が適用を受けるため、ご契約者全員に適用される項目

サービス提供体制強化 加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) ※加算 (Ⅰ) イ又は加算 (Ⅰ) ロのいずれか1つを算定する。(注1)	22単位	227円	46円
サービス提供体制強化 加算 (Ⅱ)		18単位	185円	37円
科学的介護推進 体制加算	利用者様の基本情報、心身機能の状態等を厚生労働省へ科学的介護情報システム (LIFEシステム) へ情報提出し算定	40単位	413円	83円

(注1) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

* 介護職員処遇改善加算Ⅰが、サービス総額に上乗せ(10.4%)されます。

* 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が、サービス総額に上乗せ(3.1%)されます。

* 介護職員等ベースアップ等支援加算がサービス総額に上乗せ(2.3%)されます。

3割負担の場合

【基本部分】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	認知症対応型(介護予防)通所介護費		
		単位数	基本利用料 (単位数×10.33円)	利用者負担金 (左記の3割)
7時間以上 8時間未満	要支援1	773単位	7985円	2396円
	要支援2	864単位	8925円	2678円
	要介護1	894単位	9235円	2771円
	要介護2	989単位	10216円	3065円
	要介護3	1086単位	11218円	3366円
	要介護4	1183単位	12220円	3666円
	要介護5	1278単位	13201円	3961円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】に以下の料金が加算されます。

(1) ご契約者個人別に適用される項目

加算の種類	加算の要件	加算額		
		単位数	基本利用料 (左記×10.33)	利用者負担金 (左記の3割)
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	40単位	413円	124円
入浴介助加算Ⅱ	ご自宅での浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価する場合(1日につき)	55単位	568円	171円
個別機能訓練 加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1	27単位	278円	84円

	日につき)			
個別機能訓練 加算Ⅱ	科学的介護情報システム (LIFEシステム)へ情報 提出し算定	20単位	206円	62円

(2) 事業所全体が適用を受けるため、ご契約者全員に適用される項目

サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) ※加算(Ⅰ)イ又は加算(Ⅰ)ロのいずれか1つを算定する。(注1)	22単位	227円	69円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)		18単位	185円	56円
科学的介護推進 体制加算	利用者様の基本情報、心身機能の状態等を厚生労働省へ科学的介護情報システム(LIFEシステム)へ情報提出し算定	40単位	413円	124円

(注1) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

* 介護職員処遇改善加算Ⅰが、サービス総額に上乗せ(10.4%)されます。

* 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が、サービス総額に上乗せ(3.1%)されます。

* 介護職員等ベースアップ等支援加算がサービス総額に上乗せ(2.3%)されます。

【減算】1.2.3 割負担共通

以下の要件を満たす場合、上記の【基本部分】から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		単位数	基本利用料 (左記×10.33)	利用者負担金
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	94単位	971円	▲98円
事業所が送迎を行わない場合	当該減算の要件に該当した場合 (片道につき)	47単位	485円	▲49円

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、ご連絡いただいた時間により食事キャンセル料を請求させていただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
当日8:00までにご連絡があった場合	キャンセル料は不要です
当日8:00までにご連絡がなかった場合	600円(食事料金の全額)

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき昼食代600円の食費をいただきます。 (ケアハウス宮城野の里の入居者を除く)
----	--

おむつ代	おむつ（リハビリパンツ）の提供を受けた場合1回につき150円・尿取りパットの提供を受けた場合、1回につき35円の実費をいただきます
その他	利用者の希望により提供する日常生活上、延長利用等、個別に必要なものについて、費用の実費をいただきます。

（３）支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、現金払いの場合は当日、振込みの場合には7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 七十七銀行 本店 普通口座 7912978 （福）宮城厚生福祉会 福田町デイサービスセンターⅡ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに現金でお支払いください。
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（休業日の場合は直前の営業日）に、ご契約者指定口座から引き落とされます。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中にご契約者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合、ご契約者（代理人）が指定した方や主治医と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院等の必要な措置を講じます。

緊急時の連絡先	「緊急時の連絡先」にご記入いただいた代理人・主治医等に連絡します。
---------	-----------------------------------

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご契約者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故発生が事業所の責任に起因し、生命・身体・財産に損害が生じた場合、事業者が契約する損害保険会社と連絡を取り損害を賠償します。

10. 考えられるリスクについて

ご契約者らしい生活を送っていただく中で、避けられない事故が発生する可能性があります。施設に入所しているからといって全て安心ということではありません。利用者様らしい生活の中で避けることが難しい「生活リスク」が存在することをご家族・施設で共有し、施設における事故を防止するよう努めます。

- ①転倒により事故の可能性
- ②無断外出による事故の可能性
- ③誤嚥による事故の可能性
- ④その他利用者様の身体・精神状態による事故の可能性

1 1. 契約の終了(契約書第7条)

当事業所との契約では契約が終了する期日を契約書どおりとしますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。(契約書第7条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と認定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 建物の損失や重大な毀損(きそん)により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から契約終了の申し出があった場合(詳細は以下Aをご参照下さい)
- ⑥ 事業所から契約終了の申し出をした場合(詳細は以下Bをご参照下さい)
- ⑦ ご契約者が死亡したとき

A ご契約者からの契約終了の申し出(中途解約・契約解除)があった場合、契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所に契約終了の申し出をすることができます。以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

B 事業所からの申し出により契約を終了する場合、以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を終了します。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失(喧嘩、秩序を乱す行為、宗教等への執拗な勧誘)により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が介護老人施設に入所した場合
- ⑤ 利用者・家族から事業職員に対しての暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、パワー・セクシャルなどのハラスメント行為があった場合

1 2. 非常災害対策

(1)非常災害に備え、防火管理規定に基づき防災委員会を設置し防災計画に基づく訓練を定期的実施します。

(2)消防署等による定期的な査察および、訓練指導を受けます。

(3)建物にはスプリンクラーおよび防火シャッター、屋内外消火栓を設置してあります。

(4)各設備等の定期的な保守点検を実施します。

(5)利用中に当施設が被災した場合は、宮城野の里防災マニュアルに従い行動します。

(6)ご利用者の安全確保のための避難誘導を行います。

(7)地震発生当日のご利用者はご家族と連絡がついた方のみお送りするか、迎えに来ていただくことを基本とします。 ご家族様のご協力をお願いします。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳や保持、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の未然防止
- (2) 虐待等の早期発見
- (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会

14. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、ご契約者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

15. 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

サービスを提供する上で、知りえたご契約者や家族に関する情報は、理由なく第三者に漏らしません。ただし、医療上緊急性があるときや、サービスを提供する上で関係機関と連携をとる必要のある時などの正当な理由がある場合「個人情報使用に係る同意書」記載の内容を厳守した上で、情報を提供することがあります。

16. 感染症の対策

感染症予防のため、デイサービス利用時の朝、ご自宅での検温をお願いします。

17. 相談窓口・苦情対応窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

利用者相談 コーナー	受付時間	月～土曜日 午前8時20分～午後5時20分
	所在地	仙台市宮城野区田子字富里223 当事業所の相談室 TEL 022-388-8711・FAX 022-388-8778
苦情対応責任者	黒澤 有美	
苦情窓口	黒澤 有美	
第三者委員	鹿又 喜治（弁護士）	TEL 022-225-2711 FAX 022-302-1080
	嵐田 光宏（社会福祉法人ビーナス会理事）	TEL・FAX 022-289-4872

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	各区役所の介護保険課介護保険係	
	宮城野区 介護保険課介護保険係	電話番号 022-214-5225

	宮城県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	電話番号 022-222-7700
	福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	電話番号 022-716-9674

18. 法人のその他の事業

高齢者福祉施設	○高齢者福祉施設「宮城野の里」 居宅介護支援 宮城野の里 短期入所生活介護福田町 福田町デイサービスセンターⅠ 福田町デイサービスセンターⅡ 福田町地域包括支援センター ケアハウス宮城野の里 ヘルパーステーション宮城野の里	○十符・風の音 ユニット型介護老人福祉施設 十符・風の音 併設型ユニット型老人短期入所生活介護施設 デイサービスセンター「木の実」
	○田子のまち ユニット型介護老人福祉施設 十符・風の音 併設型ユニット型老人短期入所生活介護施設	○くりこまの里 デイサービスセンターくりこまの里Ⅰ デイサービスセンターくりこまの里Ⅱ 居宅介護支援事業所 くりこまの里
他	○保育事業 乳銀杏保育園 柳生もりの子保育園 古川ももの木保育園 古川くりの木保育園 下馬みどり保育園 岩切たんぽぽ保育園 ○児童館事業：仙台市宮城野児童館	○障がい者就労支援事業所「工房歩歩」 ○障がい児者サポートセンター「てとて」 児童発達支援センター「りんごのほっぺ」 放課後等デイサービス「てくてく」 障がい者就労支援事業所「てとて古川」

19. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) ご自宅などで心身の状態に変化があった際には、送迎時や連絡帳にてお知らせ下さい。
- (2) 健康状態を把握し、安全に過ごしていただく為「介護サービス事業者への診療情報提供書」の提出にご協力下さい。
- (3) 必要以上の金銭や貴重品の持参はご遠慮下さい。持ち物への記名にご協力ください。
入浴中のメガネ・補聴器・時計などの管理が必要な場合には、お預かりいたしますので、送迎時もしくは連絡帳にてお知らせください。
- (4) 事業所内での金銭、食べ物のやりとりは、ご遠慮下さい。
- (5) 体調や容体の急変などにより、サービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当のケアマネージャー又は当事業所の生活相談員へご連絡ください。1ヵ月以上お休みが続いた時には、ご利用曜日の登録からは一旦削除させていただき、再開される時にあらためて登録させていただきます。
- (6) 職員は勤務に関し、他からの報酬その他一切の謝礼を受けることを禁止されております。訪問時のお茶等も遠慮させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。
- (7) 職員の訪問・送迎時には犬などのペットはかごに入れる・縄でつなぐなどの対応をお願いします。職員へ危害を加えた場合、損害賠償を請求する場合があります。

20. 重要事項説明の年月日

20 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。		
事業者	名称	福田町デイサービスセンターⅡ
	所在地	仙台市宮城野区田子字富里223
	管理者	黒澤 有美 (印)
	説明者	生活相談員 () (印)

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。 また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。		
利用者	住所	
	氏名	(印)
代理人	住所	
	氏名	(印)